

部材含有化学物質調査マニュアル

2025年6月 Ver. 5. 1

オムロン株式会社

目次

1. はじめに.....	3
2. 本調査マニュアルの目的	3
3. 部材調査の対象範囲	3
4. 部材調査の概要	4
5. 要求事項	5
5.1 オムロンの含有化学物質管理に関する要求事項	5
5.2 調査回答に関する要求事項.....	9
5.3 提出と変更管理に関する要求事項	13
6. 対応手順	14
6.1 部材調査の手順	14
主な改定履歴.....	15
別紙1. 規制化学物質リスト	1
A:含有禁止物質／用途(57 物質)	2
A1:全廃物質／用途(3 物質)	10
別紙2. 適用除外用途リスト	11

1. はじめに

オムロングループ(以下「オムロン」という)は、地球環境保全を目的に 2002 年に環境経営ビジョンを制定し、購入する部材のグリーン調達を推進してきました。また、RoHS 指令や REACH 規則などグローバルで法規制が強化される中、「顧客に『環境保証された製品』^{※1}を継続して提供する」ため、部材の含有化学物質調査(以下、「部材調査」という)を実施しております。

オムロンはサプライチェーンでの情報伝達をより円滑に行うため、電気電子業界の国際規格である IEC62474^{※2}に準拠した情報伝達スキーム chemSHERPA^{※3}で調査します。趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

※1. 環境保証された製品:この部材含有化学物質調査マニュアルでは、5. 1項に定めている「オムロンの含有化学物質管理に関する要求事項」を満たした部材で構成される製品を意味する。

※2. IEC62474:2012 年 3 月に発効した国際規格(規格名称:電気電子業界及びその製品に関するマテリアルデklarレーション)であり下記の 2 点について規定している。

① サプライチェーンの各社間で流通するマテリアルデklarレーション(構成材料/含有物質の情報伝達)に求められる各種の要件(基本要件とオプション)

② 対象とする化学物質の選定基準やデータ交換の方法

※3. chemSHERPA(ケムシェルパ):日本の経済産業省が開発した、サプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の伝達スキーム

2. 本調査マニュアルの目的

オムロンの部材含有化学物質調査マニュアル(以下「本調査マニュアル」という)は、以下の内容を明確にすることを目的としています。

- ・部材調査の要求事項
- ・部材調査の対応手順

なお、本調査マニュアルではオムロン共通の要求事項と対応手順を定めておりますが、事業により本調査マニュアルと異なる内容で調査を実施する場合があります。

3. 部材調査の対象範囲

オムロンの製品を構成する製品、部品、材料、梱包・包装材^{※1}などの貴社製品が調査対象となります。通常、調査の対象品はオムロンより指定し、原則、オムロンが購入する製品や部品の単位で実施します。

オムロンの製品とは、以下をいいます。

- ・オムロンが設計および製造し販売する製品
- ・オムロンのブランドをつけて販売する製品
- ・オムロンが第三者から設計および製造の委託を受けた製品

※1. 製品および製品用部材の保護、取扱、配送などのために使用されるあらゆる種類のあらゆる素材で作られたもの。

例:段ボール、緩衝材、袋、ビニタイ、粘着テープ、乾燥剤、マガジンスティック、それらに貼付されるラベルなど
製品仕様で指定され、製品の一部となる梱包・包装材は部材調査の対象です。

ただし、貴社からオムロンへの製品の引き渡しを目的に使用される梱包・包装材は部材調査の対象から除きます。なお、オムロンへの製品の引き渡しは貴社の工程の一部です。当社グリーン調達基準書で要求しているとおり、適切な工程管理(フタル酸エステル類の移行汚染の管理を含む)の実施をお願いします。

4. 部材調査の概要

部材調査の概要を、①～⑤に示します。(図1参照)

- ①オムロンは、対象品を指定し貴社(1次仕入先)へ部材調査を依頼します。
- ②貴社は、貴社仕入先(2次仕入先)へ部材調査を依頼します。
- ③貴社仕入先(2次仕入先)は、調査依頼を受けた部材の調査結果を貴社へ回答します。
- ④貴社は、部材の調査結果をもとに貴社製品の含有化学物質データ(原則として chemSHERPA-AI ファイル^{※1}、化学品・混合物は chemSHERPA-CI^{※2}でも可)と、非含有証明書^{※3}または全廃誓約書^{※4}をオムロンへ回答します。
- ⑤オムロンは、顧客へ「環境保証された製品」を提供します。

なお、②③の部材調査については、オムロンの要求事項(5.1項)を満たす内容であれば、オムロンは貴社(1次仕入先)および貴社仕入先(2次仕入先)の調査方法を問いません。

- ※1. chemSHERPA-AI ファイル : chemSHERPA-AI 作成支援ツール(chemSHERPA 成形品データ作成支援ツール)によって作成された調査対象品目やその含有化学物質情報が記入された電子データ
- ※2. chemSHERPA-CI ファイル : chemSHERPA-CI 作成支援ツール(chemSHERPA 化学品データ作成支援ツール)によって作成された調査対象品目やその含有化学物質情報が記入された電子データ
- ※3. 非含有証明書: 発行日時点においてオムロンに納品される部材に、オムロンが定めた含有禁止物質/用途(Aランク)および全廃物質/用途(A1ランク)が非含有であることを証明する文書
- ※4. 全廃誓約書: 部材にオムロンが定めた全廃物質/用途(A1ランク)が含有する場合に、それを全廃することを約束する文書

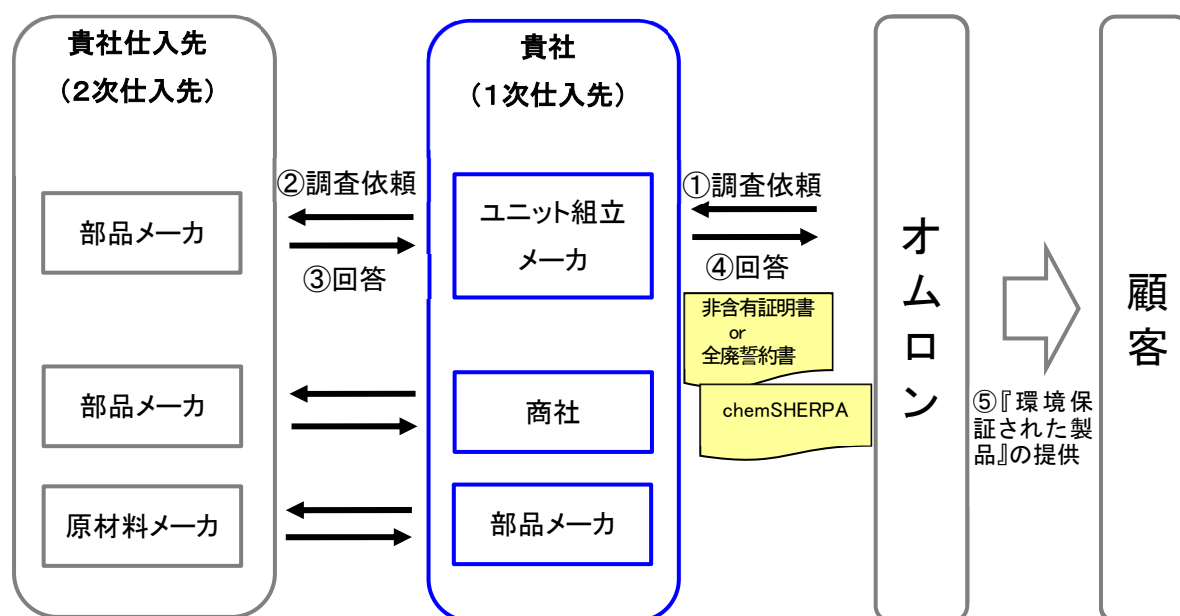


図1. 部材調査と環境保証との関係

5. 要求事項

5. 1 オムロンの含有化学物質管理に関する要求事項

5. 1. 1 管理区分(ランク)に応じた含有化学物質管理

オムロンは、法規制で定められた化学物質についてオムロン独自の管理区分(ランク)に応じた含有化学物質管理を行います。オムロンの管理区分に応じた要求事項の遵守とともに含有情報の報告をお願いします。原則、オムロンでは含有禁止物質が含有する部材を購入しません。

なお、別紙1「規制化学物質リスト」および別紙2「適用除外用途リスト」※1には、物質/物質群の報告用途ごとに管理区分(ランク)を定めています。物質群に属する物質の具体例については IEC62474 RSL ※2を参照してください。

※1. RoHS 指令の適用除外用途について、いずれかのカテゴリにて使用可能な場合は、オムロンとして管理区分を明確にするためにオムロンで使用不可の用途であっても別紙2に掲載します。

すべてのカテゴリで使用不可の場合は、別紙2に掲載しません。

※2. IEC62474 RSL は IEC62474 が定義した Reference substances(例示物質)のリストで、以下の URL の WEB サイトからダウンロードできます。

<http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf>

表1. 管理区分(ランク)ごとの要求事項

管理区分 (ランク)	要求事項	管理区分の定義	法規制等
含有禁止物質 ／用途 (Aランク)	製品・部材への含有禁止 ^{注1}	法規制により既に含有が禁止されている、もしくはオムロンが独自に含有禁止と定めた物質／用途	別紙1「規制化学物質リスト」を参照
全廃物質／用途 (A1ランク)	部材への含有禁止日までに代替 ^{注1}	法規制により将来の含有禁止が確定している、もしくはオムロン独自に全廃と定めた物質／用途(含有禁止日はオムロンが定める)	
含有管理物質 ／用途 (Bランク)	含有情報の把握と代替検討の推進	IEC62474 等で定められた物質／用途のうち、法規制において含有量や含有率の把握が要求されている物質／用途、または法規制として、含有している場合の表示の要求、もしくは安全性などの情報提供の要求がされている物質／用途	表2を参照
自主管理物質 ／用途 (Cランク)	含有情報の把握	IEC62474 等で定められた物質／用途のうち、含有禁止物質／用途(Aランク)、全廃物質／用途(A1ランク)、含有管理物質／用途(Bランク)以外の物質／用途	-

注1. グリーン調達基準書3. 2. 1(3)項に基づき、含有化学物質調査の対象か否かに関わらず、AランクおよびA1ランク物質の混入を防ぐための適切な工程管理(製造に用いる設備・治工具・包装資材などを介してのフタル酸エステル類の移行汚染の管理など)を実施して下さい。

表2. 含有管理物質／用途(Bランク)の法規制・業界標準等

法規制・業界標準等	備考
(日本) 化審法 第一種特定化学物質	表1の含有禁止物質／用途(A ランク)および全廃物質／用途(A1 ランク)を除く
(米国) 有害物質規制法(TSCA) 使用禁止又は制限物質(第6条)	
(EU) ELV 指令	
(EU) RoHS 指令 Annex II	
(EU) POPs 規則 Annex I	
(EU) REACH 規則 Candidate List of SVHC for Authorisation(認可対象候補物質)及び Annex XIV(認可対象物質)	
(EU) REACH 規則 Annex XVII(制限対象物質)	
(EU) 医療機器規則(MDR) Annex I 10.4 化学物質	
(中国) 电器电子产品有害物质限制使用管理办法	
Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)	
IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances	

本調査マニュアルで規定する含有禁止物質／用途(A ランク)、全廃物質／用途(A1 ランク)、含有管理物質／用途(Bランク)の法規制、業界標準ごとの対象物質は、次の文書、リストを参照してください。

「chemSHERPA 管理対象物質説明書」

資料、リスト、その他参考資料の参照先:

日本語: <https://chemsherpa.net/tool>

英語、中国語: <https://chemsherpa.net/english/tool>

経済産業省のその他参考資料の参照先:

日本語: https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/other/douga.html

英語: https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/english/video.html

5. 1. 2 含有判定基準と含有判定の考え方

含有・非含有の判定は、下記の表3に基づき実施してください。「報告用途」に該当しない場合、または「報告用途」に該当するが「報告閾値」未満の場合は「非含有」となります。物質/物質群ごとの含有判定基準（報告用途／報告閾値）は、別紙1の「規制化学物質リスト」に設定しています。なお、ここに示す含有判定の考え方は、IEC62474 における考え方と原則同じです。

表3. 含有判定基準と含有判定の考え方

含有判定基準		含有判定
「報告用途※1」	「報告閾値※2」	
該当する	以上	Y
	未満	N
該当しない	以上	N
	未満	N
判断できない(不明)	5. 2. 1(5) 参照	

- ※1. 報告用途：法規制で規制される物質の対象用途。
物質ごとに、「全製品」、「電池」、「織物製品」、「子供向け製品」などの対象用途が指定される。
この対象用途に該当しない場合は含有化学物質管理の対象外になる。
- ※2. 報告閾値：法規制で規制される物質の対象用途における閾値。
閾値が含有率で示される場合は、「報告レベル(製品/成形品/部品/材料)」で示される分母で計算した含有率で含有判定する。

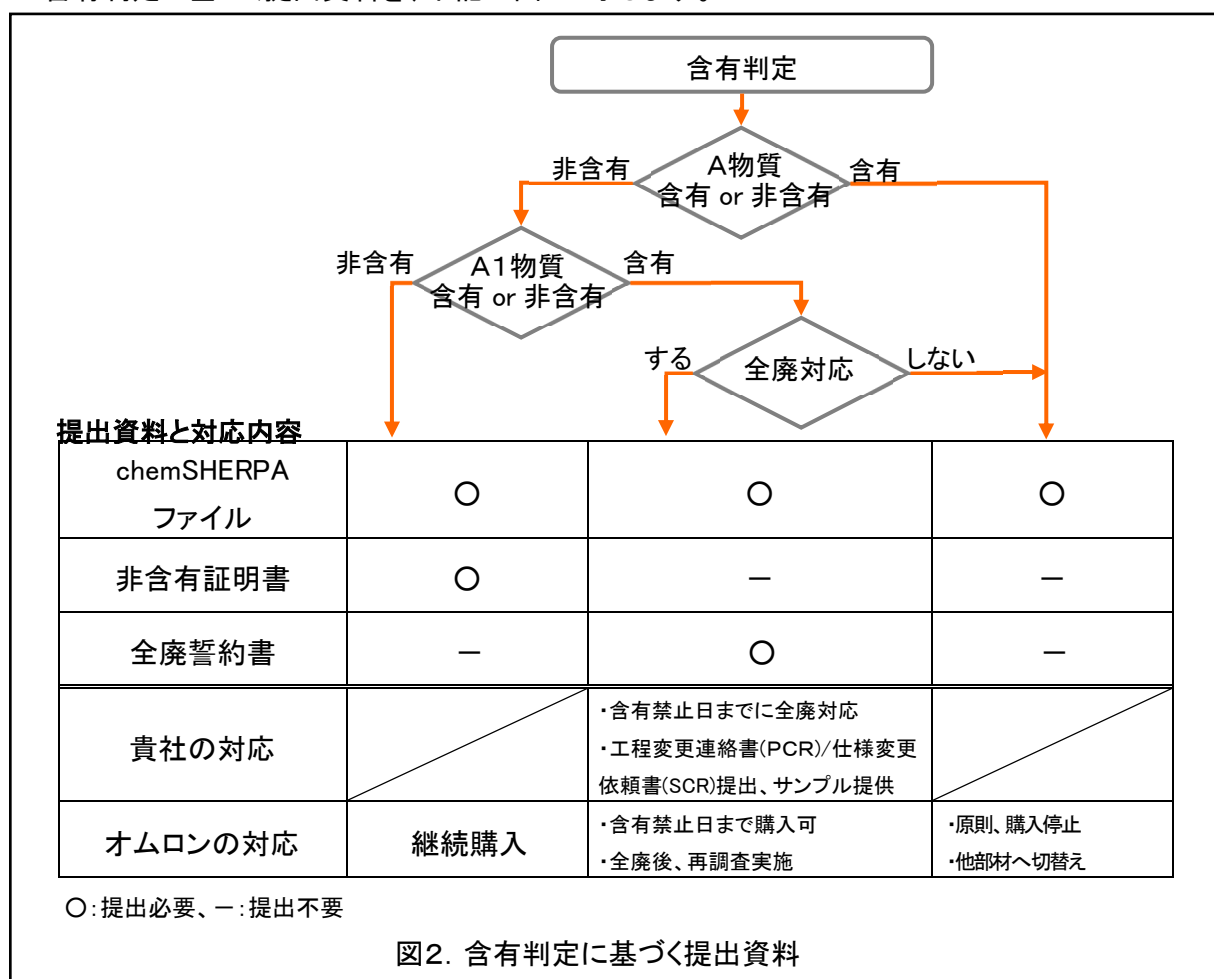
- *「報告閾値」が「意図的添加」の場合、意図的添加があれば含有量の大小に関わらず含有判定は Y であり、意図的添加がない場合は N となる。意図的添加でないものの例として、天然資源に含まれる不純物、工程反応残渣などがある。
- *「報告閾値」に「意図的添加または含有率(数値%)」のように複数の閾値が記載されている場合は、いずれかが含有であれば Y と判断する。(安全側で判断)
- *成形品とは、製造中に与えられた特定の形状、外見またはデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているものをいう。
なお、1つ以上の成形品からなる製品においては、それぞれの構成部品を成形品とする(2015 年 9 月の欧州司法裁判所による判決に基づく)。

5.1.3 含有判定に基づく資料の提出

オムロンは、含有判定の結果に基づき定められた資料などを提出いただける部材を継続して購入します。

A・A1ランクの物質/用途の非含有およびB・Cランクの物質/用途の含有情報を確認する手段として、オムロン様式の非含有証明書と chemSHERPA ファイルを提出してください。A1ランクの物質/用途で含有しているが全廃の計画がある場合は、全廃誓約書を提出してください。

含有判定に基づく提出資料を、下記の図2に示します。



関連資料は以下 URL 内[基準書と帳票類]からダウンロードできます。

https://www.omron.com/jp/ja/sustainability/enviroment/procurement/green_procurement/

5.1.4 含有禁止物質/用途(A ランク)の含有が判明した場合の対応

含有禁止物質/用途(A ランク)の含有が判明した場合は、直ちにオムロンの担当窓口部門に連絡してください。なお、当該部材については、オムロンの指示に従い、必要に応じて生産中止等の対応を行ってください。

5. 2 調査回答に関する要求事項

5. 2. 1 chemSHERPA-AI ファイルに関する要求事項

chemSHERPA-AI は、「基本情報」、「成分情報」、「遵法判断情報」の3つの情報で構成されます。

(1) 貴社の情報収集先

原則、部材の購買先または部材の支給元へ部材調査を要求してください。ただし、オムロンの 指定部材で供給元より回答が得られない場合はオムロンの担当窓口部門に相談してください。

(2) chemSHERPA-AI 作成支援ツールのバージョン

原則、オムロンから調査依頼時に指定されたバージョンの chemSHERPA-AI 作成支援ツールを使用してください。

(3) 報告情報の種類

原則、「成分情報」および「遵法判断情報」を必須とします。

「成分情報」と「遵法判断情報」は chemSHERPA 製品含有化学物質情報の利用ルールに基づき作成し、両方のデータの整合性を確保してください。

(4) 報告単位

「基本情報」の「報告単位」は、オムロンが調査依頼時に示すオムロン品番の単位に応じて設定してください。(表4参照)

表4. オムロン品番の単位に対する chemSHERPA-AI の「報告単位」

オムロン品番の単位	chemSHERPA-AI の「報告単位」
個、PCS、piece	個 ^{※1}
MM、CM、M、KM（電線ケーブルなど）	cm、m
ML、L、KL、litter	l、cm ³ 、m ³
MG、G、KG（材料関連）	g、kg、 ※質量単位は報告単位と同じ単位とし、質量は必ず“1”を設定する

※1. オムロンとの間で売買取引のあるオムロン品番1個あたりの量で chemSHERPA-AI ファイルを作成してください。

- ・例えば、コネクタのコンタクトピン1個とリール1巻(個)では1個が意味する量が違うため。不明な場合はオムロンに確認してください。
- ・対象部材を梱包する梱包材(包装材、緩衝材、テープ、ラベルなど)や捨て基板などの輸送後や生産工程で廃棄される部分は含めないでください。

(5) 報告用途の該非確認

「遵法判断情報」においてオムロンの製品での使用用途が不明なため報告用途に該当するか判断できない場合は、オムロンに製品の使用用途を確認して含有判定してください。例えば、フタル酸エステル類グループ2の報告用途は、子供の口に入る玩具、または育児製品なので、製品用途が不明な場合はオムロンに確認してから回答してください。なお、製品の使用用途の確認が必要となる対象物質は下記を参照ください。

対象物質)ニッケル、ジオクチルスズ化合物(DOT)、一部のアゾ染料・顔料、フタル酸エステル類 グループ1(BBP,DBP,DEHP,DIBP)、フタル酸エステル類 グループ2(DIDP,DNP,DNOP)、ハロゲン系難燃剤、カドミウム、六価クロム、鉛、水銀、PFOS、PFOA、PAHs*、UV-328、ホルムアルデヒド、1～7環のミネラルオイル芳香族炭化水素類(MOAH)、3～7環のミネラルオイル芳香族炭化水素類(MOAH)、炭素数 16～35 のミネラルオイル飽和炭化水素類(MOSH)

* ベンゾ[e]ピレン、ベンゾ[j]フルオランテン、ベンゾ[b]フルオランテン、ベンゾ[k]フルオランテン、クリセン、ベンゾ[a]ピン、ジベンゾ[a,h]アントラセンおよびベンゾ[a]アントラセンが該当

(6) 使用用途・使用部位の記入について

使用用途や使用部位の情報は、「遵法判断情報」において入力必須の項目にされていませんが、顧客への情報伝達を円滑に行うため可能な限り記入してください。

(7) SCIP※1 情報の入力について

chemSHERPA-AI ファイルの基本情報画面にて、必ず「SCIP 情報」欄(遵法判断情報/成分情報)を選択してください。

SVHC が含有している場合は SCIP 情報画面で SCIP 情報を入力して下さい。SCIP 情報の入力において必要な情報は、①Article Name、②Primary Article Identifier、③Article Category、④Production in European Union、⑤Safe use instruction、⑥Material Category の6項目です。

なお、事業により本調査マニュアルと異なる内容で依頼をする場合があります。

(8) REACH SVHC 含有情報の消失に対する対応について(Ver.2.00 以降のツール使用時の注意点)

遵法判断情報に SVHC の含有情報が記入された旧バージョン(Ver.1.07/1.06 など)のデータを Ver.2.00 以降のツールに読み込み、最新化(確定解除)または複合化すると、含有していた SVHC の情報がツールの仕様により消失します。最新化(確定解除)や複合化を行う前に SVHC の含有情報を確認し、含有している場合は、Ver.2.00 以降のデータ作成時に含有判定および含有量等を手入力して、確実にその情報を伝達してください。

(9) 提供された情報の取り扱い

貴社から提供された情報は、chemSHERPA 製品含有化学物質情報の利用ルールに基づきオムロンの製品についての情報として使用します。この情報には機密情報はないものとし川下企業へ開示しますので、作成するデータに機密情報を含めないでください。

※1 SCIP(Substances of Concern In articles as such or in complex objects(Products):スキップ)とは、製品を構成する部品および成形品に含まれる SVHC(高懸念物質)の情報。EU の廃棄物枠組み指令の改訂(2018/851 WFD)に基づき、2021 年 1 月 5 日から ECHA(欧州化学品庁)が構築した SCIP データベースに SCIP 情報を登録する義務が生じます。この責務に対応するため、SCIP 情報の伝達が必要になります。

5. 2. 2 非含有証明書の作成に関する要求事項

発行日時点においてオムロンに納品される製品・部材に別紙1の「規制化学物質リスト」の含有禁止物質／用途(A ランク)および全廃物質／用途(A1ランク)が非含有の場合は、それを証明する「製品・部材に含まれる化学物質に関する非含有証明書」を下記の通り作成してください。

- (1)「会社名」「部署名」「役職名」「責任者名」を記載してください。原則、オムロンから見た1次仕入先とし、貴社が商社の場合でも製造業者名ではなく貴社の情報を記載してください。印は社印または責任者印としてください。責任者とは、記載された内容を保証するとともに、不測の事態(損害賠償の発生など)に対して責任が果たせる人としています。
- (2)非含有の製品または部材の「オムロン品番」「品目内容」を記入してください。記入欄が不足する場合は、対象品リストを別紙に添付してください。
- (3)発行の「年・月・日」を記載してください。証明書の有効期間は、発行後、貴社が次の非含有証明書を発行するまで有効とします。

注1. 顧客からの要求などで、非含有証明書とは別に分析(測定)データの提出を要求する場合があります。

注2. 調査対象の部材が、オムロンから顧客へ輸送する際に使用する梱包・包装材の場合は、chmeSHERPAで扱われている物質/用途だけでなく、別紙1の「規制化学物質リスト」に記載されている梱包材中の重金属(カドミウム、六価クロム、鉛、水銀)、ポリ塩化ビニル(PVC)とフタル酸エステル類グループ1などオムロン独自に追加した物質/用途に対しても非含有を確認してください。

5. 2. 3 全廃誓約書の作成に関する要求事項

部材に別紙1の「規制化学物質リスト」の全廃物質／用途(A1ランク)が含有の場合(ただし、含有禁止物質／用途(Aランク)は非含有)は、オムロンが定める含有禁止日(全廃時期)までに全廃する証として、「製品・部材に含まれる全廃物質の全廃誓約書」を下記の通り作成してください。

- (1)「会社名」「部署名」「役職名」「責任者名」を記載してください。原則、オムロンから見た1次仕入先とし、貴社が商社の場合でも製造業者名ではなく貴社の情報を記載してください。印は社印または責任者印としてください。責任者とは、記載された内容を保証するとともに、不測の事態(損害賠償の発生など)に対して責任が果たせる人となります。
- (2)全廃する製品または部材の「オムロン品番」「品目内容」「適用除外用途リスト用途コード」「全廃対応時期」を記入してください。全廃対応時期は、オムロンの定める含有禁止日までの時期で設定します。記入欄が不足する場合は、対象品リストを別紙に添付してください。
- (3)発行の「年・月・日」を記載してください。誓約書の有効期間は、発行後、貴社が全廃対応を完了し、非含有証明書を発行するまで有効とします。

注1. 全廃物質／用途(A1ランク)の代替に伴う材質や工程の変更について、全廃誓約書に記載した「全廃対応時期」までに、「仕様変更依頼書(SCR)」もしくは「工程変更連絡書(PCR)」※などの書面をオムロンの担当窓口部門へ提出し認可を受けてください。なお必要に応じてサンプルを提供してください。

※オムロン担当窓口部門によって、異なる帳票を使用する場合があります。使用する帳票については、担当窓口部門に確認をお願いします。

注2. 全廃誓約書の提出にてオムロンでは該当部材を含有禁止日まで購入可能です。また全廃対応後は再調査を実施します。(品番変更を伴う場合は新品番にて調査)

注3. 全廃しない場合は、全廃誓約書の提出はできません。オムロンでは他部材への切替えを検討します。

注4. 調査対象の部材が、オムロンから顧客へ輸送する際に使用する梱包・包装材料の場合は、chmeSHERPAで扱われている物質/用途だけでなく、別紙1の「規制化学物質リスト」に記載されている梱包材中の重金属(カドミウム、六価クロム、鉛、水銀)、ポリ塩化ビニル(PVC)とフタル酸エステル類グループ1などオムロン独自に追加した物質/用途に対しても非含有を確認してください。

5.3 提出と変更管理に関する要求事項

5.3.1 提出資料のファイル名

提出資料(データ)は、下記のファイル命名規則に従ってください。

<命名規則>

提出資料の種類 仕入先コード 整理番号 作成日 任意文字列 (半角英数) 拡張子

① ② ③ ④ ⑤ ⑥

①chemSHERPA-AI ファイルの場合:SHAI、 非含有証明書の場合:HGS、 全廃誓約書の場合:ZPS

②仕入先コード:半角8桁 例)02XXXXXX

③依頼時にオムロンから指定された調査 No.(chemSHERPA-AI 依頼者情報欄の整理番号)

④作成日:半角8桁 例)20110401

⑤型名、品名など任意の文字列(半角英数)

⑥chemSHERPA-AI ファイルの場合:shai、 非含有証明書/全廃誓約書の場合:pdf

5.3.2 情報の変更管理

提出資料(データ)の提供後、情報に変更が生じた場合は、速やかに資料(データ)を改訂しオムロンの担当窓口部門へ連絡ください。変更は主に下記の場合が想定されます。

- ・物質の含有情報の集計などで誤りが判明した場合
- ・貴社仕入先からの含有情報に変更が生じた場合
- ・新たな物質が本マニュアルの物質リストに追加された場合や、含有基準が変更になった場合
- ・貴社で変更(材質/印刷/塗料/めっき処理/接着剤/潤滑剤/はんだ/生産場所の変更)が生じた場合(必要に応じ、「仕様変更依頼書(SCR)」※、「工程変更連絡書(PCR)」※などの書類提出、サンプル提供要などの対応をおこなってください。)など

※オムロン担当窓口部門によって、異なる帳票を使用する場合があります。使用する帳票については、担当窓口部門に確認をお願いします。

6. 対応手順

6.1 部材調査の手順

図3の手順に従って部材調査を実施してください。

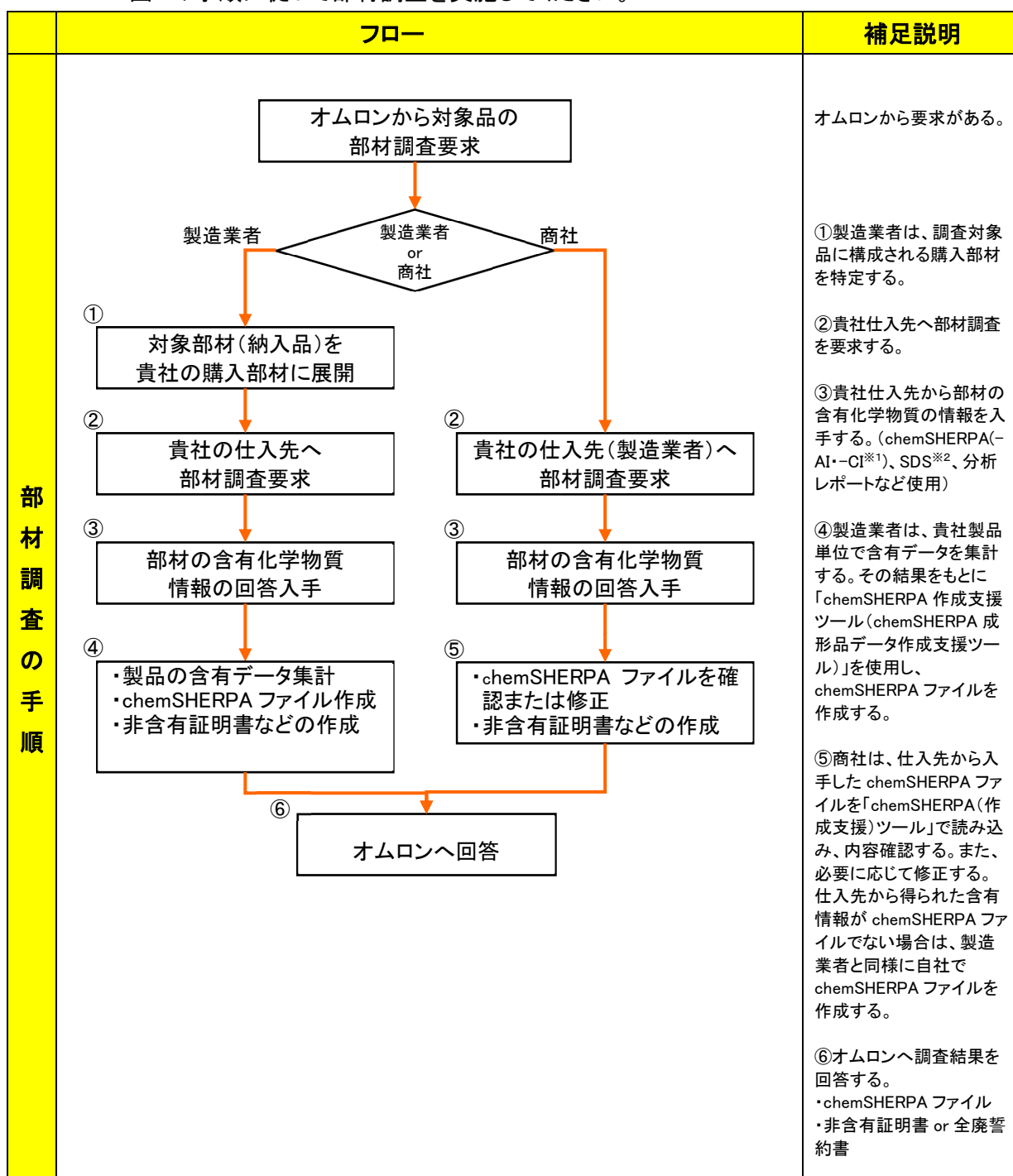


図3. 部材調査の手順

※1. chemSHERPA-CI

chemSHERPA-CI(作成支援)ツールによって作成された調査対象品目やその含有化学物質情報が記入された電子データ。化学品(調剤・混合物)を対象としている。

※2. SDS: 化学物質安全データシート(Safety Data Sheet)

物質を扱う事業者、環境と健康の保護および作業上の安全に関する必要な措置をとるために作成され提供される文書。日本では、安衛法・PRTR法・毒劇法で提供が義務付けられている。

主な改定履歴

改定日	版	主な改定内容
大幅な見直しにより以前の改定履歴は省略		
2024/06/17	Ver5.0	- 他社動向を鑑みて、以下を改善 - 含有管理物質／用途(Bランク)をリストから削除し、法規制・業界標準等に記述内容を変更 - 例示物質リストを削除 - 含有禁止日に応じた変更 - 別紙1関連 - 含有禁止日到達に伴い管理区分(ランク)を変更 - デクロランプラス(A1→A ランク) - UV-328(A1→A ランク) - 別紙2関連 - 適用除外リストにおける含有禁止日表記の変更 - chemSHERPA における表記変更を反映 - 別紙1関連および別紙 2 関連 - ホルムアルデヒドの報告用途などの変更を反映(A ランク) - ハロゲン系難燃剤の閾値名の変更を反映(A ランク) - 物質名称(日)の修正を反映 - その他 - 別紙1関連 - 鉛/鉛化合物にポータブル電池を追加(A ランク) - 以下の観点で改善 - chemSHERPA の成分情報および遵法判断情報を必須に変更 - その他、要求事項に関する表記を改善 - 別紙4～7の様式見本を削除 - 別紙8～12の chemSHERPA 作成手順を削除し、参照先 URL を追記
2025/06/23	Ver5.1	- 法規制変化に伴い規制化学物質リストを変更 - 別紙1 規制化学物質リスト - POPs 条約の COP12 における条約対象物質への追加決定に伴い、以下の物質(群)を A1 ランクへと追加 - 中鎖塩素化パラフィン(MCCP) - 長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及び LC-PFCA 関連物質 - POPs条約を踏まえて、以下の物質(群)の閾値表記を変更 - デクロランプラス - UV-328 - 法規制や顧客要求を勘案し、以下の物質(群)を B ランクから A1 ランクに変更 - ペンタクロロフェノールとその塩およびエステル - 当社で定めた含有禁止日到達に伴い、(フランス) ミネラルオイル規制の以下の対象 3 物質(MOHA,MOSH)を A1 ランクから A ランクに変更 1～7 環のミネラルオイル芳香族炭化水素類(MOAH) 3～7 環のミネラルオイル芳香族炭化水素類(MOAH) - 炭素数 16～35 のミネラルオイル飽和炭化水素類(MOSH) - IEC62474 改定および chemSHERPA の更新に伴い、規制化学物質リストを変更 - 別紙1 規制化学物質リスト - IEC62474 への収載、chemSHERPA の更新に合わせて、以下の物質(群)に関する情報を追加変更(物質名、報告 ID、閾値、参照法規制など) - ペルフルオロヘキサン-1-スルホン酸及びその塩 - PFHxS 関連化合物

		(2)IEC62474 D30.00 にて修正された、以下物質(群)の閾値表記を修正 ・一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料 3. その他 別紙2 適用除外用途リスト (1)含有禁止日に応じた記載内容を更新 ・水銀/水銀化合物 ・ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩 ・PFOA 関連化合物 ・C9-C14 PFCAs とその塩 ・C9-C14 PFCA 関連物質 ・イソプロピル化フェノール=ホスファート(3:1) (PIP (3:1))
--	--	---

部材含有化学物質調査マニュアル Ver.5. 1

発行日:2003年10月21日

改定日:2025年6月23日

発行 :オムロン株式会社

グローバル購買・品質・物流本部 品質監査室

別紙1. 規制化学物質リスト

リスト中に示される注の注意事項を以下に示します。

注意事項

注1 含有判定基準に従って、含有判定してください。詳細は、本文5. 1. 2項を参照してください。

注2 報告レベルとは、「何に対する含有率か(貴社の製品、均質材料、構成部品など)」「(含有率を算出する際の分母)を示しています。詳細は、本文5. 1. 2項を参照してください。
リスト中の表現における製品、材料、部品は、それぞれ下記に対応します。
製品＝貴社の製品、材料＝均質材料、部品＝構成部品、成形品＝5. 1. 2項※2を参照

注3 欠番

注4 この物質/物質群は、A1ランクの用途・閾値もあるため、「A1: 全廃物質」の表に掲載されている物質/物質群に対しても含有判定してください。

注5 この物質/物質群は、Aランクの用途・閾値もあるため、「A: 含有禁止物質」の表に掲載されている物質/物質群に対しても含有判定してください。

注6 この物質/物質群には、適用除外用途があります。別紙2を参照してください。

注7 この閾値は対象となる元素の含有率で示されているため、元素換算係数を使用して含有率を算出し、含有判定してください。

注8 この基準はchemSHERPAの遵法判断情報に含まれていませんが、法規制に基づき、オムロン独自に用途・閾値や適用除外用途を追加したものです。

注9 梱包包装材中の重金属(カドミウム、六価クロム、鉛、水銀)、ポリ塩化ビニル(PVC)、トリス(1-クロロ-2-プロピル)ホスフェート(TCPP)、トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)ホスフェート (TDCPP)、1～7環のミネラルオイル芳香族炭化水素類(MOAH)、3～7環のミネラルオイル芳香族炭化水素類(MOAH)、炭素数16～35のミネラルオイル飽和炭化水素類(MOSH)、LC-PFCAとその塩及びLC-PFCA関連物質は、オムロンが独自に追加した物質です。
chemSHERPAの遵法判断情報の物質リストに含まれていない物質ですが含有判定してください。

注10 欠番

注11 「長期間皮膚に接触する場合は明らかな場合」とは、対象部材が皮膚に接触し、EN1811の試験に不合格となる場合をいいます。

長時間皮膚に接触する可能性のある製品の例としては、下記があります。

イヤリング、ネックレス、プレスレット、チェーン、アンクレット(足首の装飾品)、指輪、腕時計(本体、バンド、留具)、リベット(ボタン、留具、ジッパー)、その他衣類に装着される金属製のもの

注12 RoHS指令の適用除外用途について、いずれかのカテゴリにて使用可能な場合は、オムロンとして管理区分を明確にするために別紙2に掲載します。
すべてのカテゴリで使用不可の場合は、別紙2に掲載しません。

注13 欠番

注14 含有判定基準欄に記載の用途(報告用途)において、ID:00023またはID:00024として0.1%以上の含有を報告する場合は、RoHSの適用除外を明確にするためにID:00021としても報告してください。

注15 報告対象となる製品は、下記の9種です。貴社製品が当該報告用途に該当する場合のみ、報告対象としてください。

①ブラウン管機器、②ブラウン管、③ブラウン管付きコンピュータモニター、④ブラウン管テレビジョン、⑤液晶ディスプレイ表示付ラップトップコンピュータ、⑥デスクトップ液晶ディスプレイ、⑦液晶ディスプレイスクリーンテレビジョン、⑧液晶ディスプレイスクリーン付携帯DVDプレイヤー、⑨プラズマテレビジョンなお、貴社製品の一部に上記の9種類の製品を使用する場合も、報告対象としてください。

注16 梱包・包装材の定義については、本文 3.項の※1を参照してください。

注17 印刷物とは、オムロン製品に同梱される紙媒体の印刷物を指します。具体的には、取扱説明書・保証書・クイックガイド・コーションシートなどが該当します。

注18 中鎖塩素化パラフィンの適用除外の用途は下記です。

—以下の用途の軟質ポリ塩化ビニル

・医療機器及び体外検査用機器のワイヤー及びケーブル

—以下の用途等の金属加工油剤

・医療機器、体外診断用機器及び測定、分析、製造、制御、監視、試験、検査用の機器として使用される電気電子機器

注19 C9-C14 PFCAとその塩 および C9-C14 PFCA関連物質はAランク物質として含有判定してください。

注20 中鎖塩素化パラフィン(MCCP)はオムロンが独自に追加した物質です。chemSHERPAの遵法判断ではなく、POPs条約を基にした塩素化率45重量%以上を対象として含有判定してください。

No.	CAS番号	物質/物質群	管理区分	含有判定基準 注1			参照法規制など
				ID	用途(報告用途)	閾値(報告閾値/報告レベル 注2)	
1	-	アスベスト類	A	00003	全製品	意図的添加 [報告レベル: 製品]	(EU) REACH 規則 Annex XVII (米国) 有害物質規制法 (TSCA) (スイス) 化学物質リスク低減法
2	-	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	A	00004	織物/皮革製品	意図的添加 [報告レベル: 材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
3	-	カドミウム/カドミウム化合物	A 注6	00010	電池を除く全製品	均質材料中のカドミウムの0.01重量% (100ppm) [報告レベル: 材料] 注7	(EU) RoHS 指令 Annex II (中国) China RoHS (日本) 資源有効利用促進法 (EU) REACH 規則 Annex XVII
			A 注8	00011	(1)非ボタン型のアルカリ/マンガン/ニッケル水素電池	電池中のカドミウムの0.001重量% (10ppm) [報告レベル: 部品] 注7	(韓国) 電池規則
			B 注8	00011	上記(1)以外の全ての電池	電池中のカドミウムの0.001重量% (10ppm) [報告レベル: 部品] 注7	(韓国) 電池規則
			A 注8	00011	上記(1)以外の全ての電池	電池中のカドミウムの0.002重量% (20ppm) [報告レベル: 部品] 注7	(EU) 電池指令
			A	00166	4インチ以上のスクリーンを含むビデオディスプレイ 注15	均質材料中のカドミウムの0.01重量% (100ppm) [報告レベル: 材料] 注7	(米国) 米国特定州法
4	-	六価クロム化合物	A 注6	00012	全製品	均質材料中の六価クロムの0.1重量% (1000ppm) [報告レベル: 材料] 注7	(EU) RoHS 指令 Annex II (中国) China RoHS (日本) 資源有効利用促進法
			A	00167	4インチ以上のスクリーンを含むビデオディスプレイ 注15	均質材料中の六価クロムの0.1重量% (1000ppm) [報告レベル: 材料] 注7	(米国) 米国特定州法
5	-	ジブチルスズ化合物 (DBT)	A	00014	全製品	部品中のスズの0.1重量% (1000ppm) [報告レベル: 部品] 注7	(EU) REACH 規則 Annex XVII
6	-	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	A 注6	00015	(a)皮膚と接触することを意図する織物/皮革製品 (b)育児製品 (c)2液性室温硬化モールドディングキット (RTV-2シーラントモールドディングキット)	部品中のスズの0.1重量% (1000ppm) [報告レベル: 部品] 注7	(EU) REACH 規則 Annex XVII
7	-	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	A	00020	全製品	意図的添加または0.01重量% (100ppm) [報告レベル: 成形品]	(EU) REACH 規則 (SVHC) (日本) 化審法 (EU) POPs 規則 Annex I

No.	CAS番号	物質/物質群	管理区分	含有判定基準 注1			参照法規制など
				ID	用途(報告用途)	閾値(報告閾値/報告レベル 注2)	
8	-	鉛/鉛化合物	A 注6, 14	00021	電池を除く全製品	均質材料中の鉛の0.1重量%(1000ppm) [報告レベル:材料] 注7	(EU) RoHS 指令 Annex II (中国) China RoHS (日本) 資源有効利用促進法 (EU) REACH 規則 Annex XVII
			A	00022	主として12歳以下の子供向けの消費者製品	製品中の鉛の0.01重量%(100ppm) [報告レベル:製品] 注7	(米国) 消費者製品安全性向上法
			A 注14	00023	子供向けの玩具及び製品の塗料又は表面塗装	表面塗装中の鉛の0.009重量%(90ppm) [報告レベル:材料] 注7	(米国) 消費者製品安全性向上法
			A 注14	00024	熱硬化性/熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブル又はコード	表面被覆材中の鉛の0.03重量%(300ppm) [報告レベル:材料] 注7	(米国) 米国特定州法
			A 注8	00025	(1)アルカリ電池(ボタン型を除く)	電池中の鉛の0.004重量%(40ppm) [報告レベル:部品] 注7	(中国) 電池標準
			A 注8	00025	アルカリ電池(ボタン型)及びマンガン電池	電池中の鉛の0.1重量%(1000ppm) [報告レベル:部品] 注7	(ブラジル) 電池規制
			B 注8	00025	(1)を除く全ての電池	電池中の鉛の0.004重量%(40ppm) [報告レベル:部品] 注7	(EU) 電池指令
			A 注8	-	ポータブル電池(ポータブル空気亜鉛ボタン電池を除く)	電池中の鉛の0.01重量%(100ppm) [報告レベル:部品] 注7	(EU) 電池規則
			A	00168	4インチ以上のスクリーンを含むビデオディスプレイ 注15	均質材料中の鉛の0.1重量%(1000ppm) [報告レベル:材料] 注7	(米国) 米国特定州法
9	-	水銀/水銀化合物	A 注6	00029	電池を除く全製品	意図的添加または均質材料の水銀の0.1重量%(1000ppm) [報告レベル:材料] 注7	(EU) RoHS 指令 Annex II (中国) China RoHS (日本) 資源有効利用促進法 (EU) REACH 規則 Annex XVII
			A	00030	電池	意図的添加または電池中の水銀の0.0001重量%(1ppm) [報告レベル:部品] 注7	(EU) 電池指令 (中国) 電池標準 (台湾) 乾電池法 (韓国) 電池規則 (米国) 米国特定州法
			A	00132	電池	均質材料中の水銀の0.0005重量%(5ppm) [報告レベル:材料] 注7	(カナダ) 水銀規則

No.	CAS番号	物質/物質群	管理区分	含有判定基準 注1			参照法規制など
				ID	用途(報告用途)	閾値(報告閾値/報告レベル 注2)	
9	-	水銀/水銀化合物	A	00169	4インチ以上のスクリーンを含むビデオディスプレイ 注15	均質材料中の水銀の0.1重量%(1000ppm) [報告レベル:材料] 注7	(米国) 米国特定州法
10	-	オゾン層破壊物質 (CFC, Halon, HBFC, HCFC その他)	A	00032	全製品	意図的添加 [報告レベル:製品]	(日本) 化審法 (米国) オゾン層保護法
11	-	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	A 注6	00124	織物またはその他のコートされた材料	意図的添加またはコートされた材料の1 μ g/m ² [報告レベル:材料]	(EU) POPs 規則 Annex I (日本) 化審法
			A 注6	00125	織物とその他のコートされた材料を除く全製品	意図的添加または部品中の0.1重量%(1000ppm)(PFOSの合計として) [報告レベル:材料]	(EU) POPs 規則 Annex I (日本) 化審法
12	-	フタル酸エステル類 グループ1 (DEHP, DBP, BBP, DIBP)	A	00036	玩具、または育児製品	フタル酸エステルの合計として可塑化した材料の0.1重量%(1000ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII (米国) 消費者製品安全性向上法
			A 注8	-	以下を除く全製品 -玩具、育児製品 -RoHS指令が適用される製品 -医療機器規則が適用される製品 -人の口腔粘膜に接触もしくは長時間肌に接触する可塑化された材料が無い、産業用に限定された成形品	フタル酸エステルの合計として可塑化した材料の0.1重量%(1000ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
13	-	フタル酸エステル類 グループ2 (DIDP, DINP, DNOP)	A	00037	子供の口に入る玩具、または育児製品	フタル酸エステルの合計として可塑化した材料の0.1重量%(1000ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII (米国) 消費者製品安全性向上法
14	-	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	A	00044	全製品	均質材料の0.1重量%(1000ppm) [報告レベル:材料]	(EU) RoHS 指令 Annex II (中国) China RoHS (日本) 資源有効利用促進法
15	-	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	A	00045	全製品	意図的添加または均質材料の0.1重量%(1000ppm) [報告レベル:材料]	(EU) RoHS 指令 Annex II (中国) China RoHS (日本) 資源有効利用促進法 (日本) 化審法
16	-	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)及び特定代替品	A	00046	全製品	意図的添加 [報告レベル:製品]	(EU) POPs 規則 Annex I (米国) 有害物質規制法(TSCA) (日本) 化審法
17	-	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	A	00047	全製品	材料の0.005重量% [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII

No.	CAS番号	物質/物質群	管理区分	含有判定基準 注1			参照法規制など
				ID	用途(報告用途)	閾値(報告閾値/報告レベル 注2)	
18	-	ポリ塩化ナフタレン類(PCN類)	A	00048	全製品	意図的添加 [報告レベル: 製品]	(EU) POPs 規則 Annex I (日本) 化審法
19	-	放射性物質	A	00049	全製品	意図的添加 [報告レベル: 製品]	(米国) 原子力規制委員会規則 (日本) 原子炉等規制法 (日本) 放射線規制法 (EU) 指令2013/59 / Euratom
20	-	短鎖型塩化パラフィン類(炭素数10~13)	A	00052	全製品	意図的添加または0.1重量%(1000ppm) [報告レベル: 成形品]	(EU) REACH 規則 (SVHC) (EU) POPs 規則 Annex I (ノルウェー) 消費者製品規則 (スイス) 化学物質リスク低減法
21	-	三置換有機スズ化合物	A	00055	全製品	意図的添加またはスズ元素としての、部品中の0.1重量% [報告レベル: 部品] 注7	(EU) REACH 規則 Annex XVII (日本) 化審法 (ノルウェー) 消費者製品規則
22	-	ニッケル/ニッケル化合物	A 注8	00031	長期間皮膚に接触する可能性のある製品(長期間皮膚に接触する場合は明らかな場合) 注11	意図的添加 [報告レベル: 製品]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
			B 注8	00031	長期間皮膚に接触する可能性のある製品(長期間皮膚に接触する場合は不明な場合)	意図的添加 [報告レベル: 製品]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
23	-	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン (“デクロランプラス”™)	A 注8	00147	全製品	意図的添加	POPs条約
24	-	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩	A 注6	00160	全製品	意図的添加またはPFOA とその塩の合計で成形品や混合物中の0.0000025 重量% [報告レベル: 成形品、混合物]	(EU) POPs 規則 Annex I (日本) 化審法 (韓国) 韓国POPs
25	-	PFOA関連化合物	A 注6	00161	全製品	意図的添加またはPFOA関連化合物またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の0.0001重量% [報告レベル: 成形品、混合物]	(EU) POPs 規則 Annex I
26	-	ハロゲン系難燃剤	A 注6	00171	100cm ² 超のスクリーンを有するテレビ、モニター及びデジタルサイネージディスプレイを含む電子ディスプレイの筐体及びスタンド	均質材料中のハロゲン含有が0.1 重量% [報告レベル: 材料]	(EU) ErP指令

No.	CAS番号	物質/物質群	管理区分	含有判定基準 注1			参照法規制など
				ID	用途(報告用途)	閾値(報告閾値/報告レベル 注2)	
27	—	C9-C14 PFCAとその塩	A 注6	00182	全製品	C9-C14のPFCAs 及びその塩の合計で成形品や混合物中の0.0000025重量% [報告レベル: 成形品、混合物]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
28	—	C9-C14 PFCA関連物質	A 注6	00183	全製品	C9-C14のPFCA関連物質の合計で成形品や混合物中の0.000026重量% [報告レベル: 成形品、混合物]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
29	1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)	A 注6	00064	全製品	意図的添加または0.1重量% (1000ppm) [報告レベル: 成形品]	(EU) REACH 規則 (SVHC) (米国) 有害物質規制法 (TSCA)
30	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	A	00038	全製品	均質材料の0.1重量% (1000ppm) [報告レベル: 材料]	(EU) RoHS 指令 Annex II (EU) REACH 規則 (SVHC)
31	192-97-2	ベンゾ[e]ピレン	A	00109	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.0001重量% (1ppm) [報告レベル: 材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
			A	00117	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.00005重量% (0.5ppm) [報告レベル: 材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
32	205-82-3	ベンゾ[j]フルオランテン	A	00113	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.0001重量% (1ppm) [報告レベル: 材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
			A	00121	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.00005重量% (0.5ppm) [報告レベル: 材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
33	205-99-2	ベンゾ[b]フルオランテン	A	00112	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.0001重量% (1ppm) [報告レベル: 材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
			A	00120	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.00005重量% (0.5ppm) [報告レベル: 材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
34	207-08-9	ベンゾ[k]フルオランテン	A	00114	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.0001重量% (1ppm) [報告レベル: 材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
			A	00122	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.00005重量% (0.5ppm) [報告レベル: 材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
			B	00156	全製品	0.1重量% (1000ppm) [報告レベル: 成形品]	(EU) REACH 規則 (SVHC)

No.	CAS番号	物質/物質群	管理区分	含有判定基準 注1			参照法規制など
				ID	用途(報告用途)	閾値(報告閾値/報告レベル 注2)	
35	218-01-9	クリセン	A	00111	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.0001重量%(1ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
			A	00119	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.00005重量%(0.5ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
			B	00144	全製品	0.1重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	(EU) REACH 規則 (SVHC)
36	25973-55-1	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)	A 注8	00130	以下を除く全製品 -自動車部品 -偏光器の内部のトリアセチルセルロース製フィルム	意図的添加	POPs条約
			A1 注8	00130	自動車部品、または偏光器の内部のトリアセチルセルロース製フィルム *含有禁止日:2029-01-01	意図的添加	POPs条約
37	3846-71-7	2-(2H-1,2,3-ペンゾトリアゾール-2-yl)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	A	00035	全製品	意図的添加または0.1重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	(EU) REACH 規則 (SVHC) (日本) 化審法
38	50-00-0	ホルムアルデヒド	A	00019	(a) 衣類または関連するアクセサリ、または(b) 衣服以外の繊維であって、通常又は合理的に予見される使用条件の下で、衣服と同程度に人の皮膚に接触するもの、または(c) 履物	均質材料中の0.0075重量%(75ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
39	50-32-8	ペンゾ[a]ピレン	A	00108	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.0001重量%(1ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
			A	00116	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.00005重量%(0.5ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
			B	00138	全製品	0.1重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	(EU) REACH 規則 (SVHC)
40	53-70-3	ジベンゾ[a,h]アントラセン	A	00115	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.0001重量%(1ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
			A	00123	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.00005重量%(0.5ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII

No.	CAS番号	物質/物質群	管理区分	含有判定基準 注1			参照法規制など
				ID	用途(報告用途)	閾値(報告閾値/報告レベル 注2)	
41	56-35-9	ビス[トリブチルスタンニル]オキシド (TBTO)	A	00054	全製品	意図的添加または0.1重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	(EU) REACH 規則 (SVHC) (日本) 化審法
42	56-55-3	ベンゾ[a]アントラセン	A	00110	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.0001重量%(1ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
			A	00118	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.00005重量%(0.5ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
			B	00145	全製品	0.1重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	(EU) REACH 規則 (SVHC)
43	624-49-7	ジメチル=フマラート	A	00016	全製品	部品中の0.00001重量%(0.1ppm) [報告レベル:部品]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
44	68937-41-7	イソプロピル化フェノール=ホスファート(3:1) (PIP (3:1))	A 注6	00174	全製品	意図的添加 [報告レベル:製品]	(米国) 有害物質規制法 (TSCA)
45	84-69-5	ジイソブチル=フタラート (DIBP)	A	00041	全製品	均質材料の0.1重量%(1000ppm) [報告レベル:材料]	(EU) RoHS 指令 Annex II (EU) REACH 規則 (SVHC)
46	84-74-2	ジブチルフタラート(DBP)	A	00039	全製品	均質材料の0.1重量%(1000ppm) [報告レベル:材料]	(EU) RoHS 指令 Annex II (EU) REACH 規則 (SVHC)
47	85-68-7	ベンジル=ブタン-1-イル=フタラート(BBP)	A	00040	全製品	均質材料の0.1重量%(1000ppm) [報告レベル:材料]	(EU) RoHS 指令 Annex II (EU) REACH 規則 (SVHC)
48	-	梱包包装材中の重金属(カドミウム、六価クロム、鉛、水銀)	A 注9	-	梱包包装材	意図的添加または均質材料あたり重金属総量0.01重量%(100ppm) [報告レベル:材料] 注7	(EU) 包装材指令 (米国) 米国特定州法
49	9002-86-2	梱包包装材中のポリ塩化ビニル(PVC)	A 注9	-	梱包包装材	意図的添加 [報告レベル:材料]	オムロン自主規制
50	115-96-8	トリス(2-クロロエチル)=ホスファート (TCEP)	A 注9	-	全製品	0.1重量%(1000ppm) [報告レベル:製品]	(米国) 米国特定州法
51	13674-84-5	トリス(1-クロロ-2-プロピル)=ホスファート (TCPP)	A 注9	-	全製品	0.1重量%(1000ppm) [報告レベル:製品]	(米国) 米国特定州法
52	13674-87-8	トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)ホスファート (TDCPP)	A 注9	-	全製品	0.1重量%(1000ppm) [報告レベル:製品]	(米国) 米国特定州法
53	-	ペルフルオロヘキサン-1-スルホン酸及びその塩	A	00143	全製品	意図的添加またはPFHxS とその塩の合計で成形品中の0.0000025 重量% [報告レベル:成形品]	(EU) POPs 規則 Annex I

No.	CAS番号	物質/物質群	管理 区分	含有判定基準 注1			参照法規制など
				ID	用途(報告用途)	閾値(報告閾値/報告レベル 注2)	
54	-	PFHxS関連化合物	A	00205	全製品	意図的添加またはPFHxS関連化合物またはそれらの組み合わせで成形品中の0.0001重量% [報告レベル: 成形品]	(EU) POPs 規則 Annex I
55	-	1～7環のミネラルオイル芳香族炭化水素類(MOAH)	A 注9	-	梱包・包装材、紙の印刷物 注16注17	1～7環のMOAH合計で、梱包・包装材、紙の印刷物に使用されるインクの0.1重量% (1000ppm) [報告レベル: 材料]	(フランス) ミネラルオイル規制
56	-	3～7環のミネラルオイル芳香族炭化水素類(MOAH)	A 注9	-	梱包・包装材、紙の印刷物 注16注17	3～7環のMOAH合計で、梱包・包装材、紙の印刷物に使用されるインクの0.0001重量% (1ppm) [報告レベル: 材料]	(フランス) ミネラルオイル規制
57	-	炭素数16～35のミネラルオイル飽和炭化水素類(MOSH)	A 注9	-	梱包・包装材、紙の印刷物 注16注17	炭素数16～35のMOSH合計で、梱包・包装材、紙の印刷物に使用されるインクの0.1重量% (1000ppm) [報告レベル: 材料]	(フランス) ミネラルオイル規制

No.	CAS番号	物質/物質群	管理区分	含有判定基準 注1			参照法規制など	含有禁止日
				ID	用途(報告用途)	閾値(報告閾値/報告レベル 注2)		
1	-	中鎖塩素化パラフィン(炭素数14～17までのものであって塩素の含有量が全重量の45%以上であるもの)	A1 注20	-	注18に示す用途を除く全製品	意図的添加	POPs条約	2026-06-30
2	-	長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及びLC-PFCA関連物質(炭素数9～21までのもの)	A1 注9, 19	-	全製品	意図的添加	POPs条約	2026-06-30
3	-	ペンタクロロフェノールとその塩およびエステル	A1	00201	全製品	PCP (その塩とエステルを含む)の意図的添加または成形品や混合物中の0.0005 重量% [報告レベル:成形品、混合物]	(EU) POPs 規則 Annex I (日本) 化審法	2027-06-30

別紙2. 適用除外用途リスト

リスト中に示される注の注意事項を以下に示します。

注意事項

注1 「産業用ディスプレイ」とは、産業用の環境に限定して使用することを目的に設計された電子ディスプレイであり、少なくとも、次の(a)～(d)のすべてを満たすものを指します。
(a) 温度0～50℃で使用できること (b) 湿度20～90%にて結露しないこと (c) 少なくともIP65を満たすこと (d) 産業用の環境下でEMCイミュニティを満たすこと

別紙2. 適用除外用途リスト

CAS番号	物質/物質群	ID	用途(報告用途)	管理区分	用途コード		適用除外用途の説明	含有禁止日
					法規制	表示記号		
-	カドミウム/カドミウム化合物	00010	電池を除く全製品	A	RoHS	8(b)	電気接点中のカドミウムとその化合物 運用方法: 8(b)-IIに該当するかを確認すること 該当する場合は、本用途ではなく、該当する適用除外用途を選択する。	既に納入禁止
				B	RoHS	8(b)-I	以下電気接点中のカドミウムおよびその化合物 ・サーキットブレーカ ・温度制御センサー ・密閉型を除くサーマルモータープロテクター ・交流 250V 以上で定格電流 6A 以上、または交流 125V 以上で定格電流 12A 以上の交流スイッチ ・定格電力が直流 18V 以上で定格電流 20A 以上の直流スイッチ ・200Hz 以上の電源を用いて使用されるスイッチ	期限未定
				A	RoHS	13(b)	フィルタガラスおよび反射率標準用ガラス中のカドミウムおよび鉛 運用方法: 13(b) II, IIIに該当するかを確認すること 該当する場合は、本用途ではなく、該当する適用除外用途を選択する。	既に納入禁止
				B	RoHS	13(b)-(II)	ストライキング光学フィルターガラス類中のカドミウム。ただし、本附属書の表示記号39に該当する用途は除く。	期限未定
				B	RoHS	13(b)-(III)	反射率標準用に用いられる釉薬中のカドミウムと鉛	期限未定
				A	RoHS	21	ホウケイ酸ガラスやソーダライムガラス等へのエナメル用途のための印刷用インクに含まれる鉛およびカドミウム	既に納入禁止
				A	RoHS	30	音圧レベル100dB(A)以上の高耐久スピーカーの変換器のボイスコイルに直付けされる導電体の電氣的/機械的なはんだ接合部分のカドミウム合金	既に納入禁止
				A	RoHS	38	酸化ベリリウムと接合するアルミニウムに使われる、厚膜ペースト中のカドミウムおよび酸化カドミウム	既に納入禁止
				A	RoHS	39(a)	ディスプレイ照明用途について、ダウンシフトカドミウムベース半導体ナノクリスタル量子ドット中のセレン化カドミウム(ディスプレイスクリーン1mm2当たり0.2μg未満のカドミウム)	既に納入禁止
-	六価クロム化合物	00012	全製品	A	RoHS	9	吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システムの防食用として冷却ソリューション中に含まれる0.75wt%以下の六価クロム	既に納入禁止
-	ジオクチルスズ化合物(DOT)	00015	(a)皮膚と接触することを意図する織物/皮革製品 (b)育児製品 (c)2液性室温硬化モールドディングキット(RTV-2シーラントモールドディングキット)	B	REACH Annex XVII	DOT-1	肌との接触が意図される織物成形品、手袋、・肌との 接触が意図される履物または履物の一部、壁および床の被覆材、育児用品、女性 衛生用品、おむつ、2液室温硬化型型押しキット(RTV-2型押しキット)以外の用途	期限なし
-	鉛/鉛化合物	00021	電池を除く全製品	A	RoHS	5(a)	CRT(ブラウン管、冷極線管)のガラスに含まれる鉛	既に納入禁止
				A	RoHS	5(b)	ガラス蛍光管であって鉛含有量が0.2wt%を超えないもの	既に納入禁止

別紙2. 適用除外用途リスト

CAS番号	物質/物質群	ID	用途(報告用途)	管理区分	用途コード		適用除外用途の説明	含有禁止日
					法規制	表示記号		
-	鉛/鉛化合物	00021	電池を除く全製品	A	RoHS	6(a)	機械加工のために合金成分として鋼材中及び亜鉛メッキ鋼板中に含まれる0.35 wt%までの鉛 運用方法: 6(a)-I に該当するか確認すること 該当する場合は、本用途ではなく、6(a)-I を選択する。	既に納入禁止
				B	RoHS	6(a)-I	機械加工用の鋼材に合金成分として含まれる0.35wt%までの鉛、ホットディップ溶融亜鉛めっき鋼中に重量比0.2%まで含まれる鉛	期限未定
				A	RoHS	6(b)	合金成分としてアルミニウムに含まれる0.4 wt%までの鉛 運用方法: 6(b)-I, II に該当するか確認すること 該当する場合は、本用途ではなく、該当する適用除外用途を選択する。	既に納入禁止
				B	RoHS	6(b)-I	鉛含有アルミニウムスクラップのリサイクルに由来するアルミニウムに合金元素として含まれる0.4重量%までの鉛	期限未定
				B	RoHS	6(b)-II	機械加工用途のアルミニウムに合金元素として含まれる0.4重量%までの鉛	期限未定
				B	RoHS	6(c)	鉛含有量が4wt%以下の銅合金	期限未定
				B	RoHS	7(a)	高融点ハンダに含まれる鉛(すなわち鉛含有率が重量で85%以上の鉛ベースの合金)	期限未定
				A	RoHS	7(b)	サーバ、記憶装置、記憶アレイシステム、信号切り替え・送受信・伝送及び電気通信ネットワーク管理用のネットワーク基盤設備向けのはんだに含まれる鉛	既に納入禁止
				B	RoHS	7(c)-I	コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中に鉛を含む電気電子部品(例 圧電素子)、もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品	期限未定
				B	RoHS	7(c)-II	定格電圧がAC125VまたはDC250Vまたはそれ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	期限未定
				A	RoHS	7(c)-IV	集積回路、ディスクリート半導体の部品に使われるコンデンサ向けの、ジルコン酸チタン酸鉛(PZT)をベースにした誘電セラミック材料中の鉛	既に納入禁止
				A	RoHS	9(b)	暖房加熱、換気、空調及び冷凍冷却(HVACR)用途の冷媒含有コンプレッサーに用いるベアリングシェル及びプッシュ中の鉛	既に納入禁止
				B	RoHS	13(a)	光学用途に用いられる白色ガラス中の鉛	期限未定
				A	RoHS	13(b)	フィルタガラスおよび反射率標準用ガラス中のカドミウムおよび鉛 運用方法: 13(b)-I, III に該当するかを確認すること 該当する場合は、本用途ではなく、該当する適用除外用途を選択する。	既に納入禁止
				B	RoHS	13(b)-(I)	イオン着色光学フィルターガラス類中の鉛。	期限未定
				B	RoHS	13(b)-(III)	反射率標準用に用いられる釉薬中のカドミウムと鉛	期限未定

別紙2. 適用除外用途リスト

CAS番号	物質/物質群	ID	用途(報告用途)	管理区分	用途コード		適用除外用途の説明	含有禁止日
					法規制	表示記号		
-	鉛/鉛化合物	00021	電池を除く全製品	A	RoHS	15	集積回路パッケージ(フリップチップ)の内部半導体ダイおよびキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛 運用方法:15(a)に該当するかを確認すること 該当する場合は、本用途ではなく、該当する適用除外用途を選択する。	既に納入禁止
				B	RoHS	15(a)	下記基準の少なくとも一つが当てはまる場合の集積回路フリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛 ・90 ナノメートル半導体テクノロジーノード以上の大きさ ・いかなる半導体テクノロジーノードにおいても単一ダイサイズが300mm ² 以上 ・300mm ² 以上のダイ、または300mm ² 以上のシリコンのインターポザーを有するスタック型ダイパッケージ	期限未定
				A	RoHS	17	プロフェッショナル向け複写用途に使用される高輝度放電(HID)ランプ中の、放射媒体としてのハロゲン化鉛	既に納入禁止
				B	RoHS	18(b)	BSP (BaSi2O5:Pb)等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光粉体の活性剤としての鉛(重量比1%以下)	期限未定
				A	RoHS	18(b)-I	カテゴリ5、8の医療用光療法機器に使用される場合のBSP (BaSi2O5:Pb)等の蛍光体を含む放電ランプの蛍光粉体の活性剤としての鉛(重量比1%以下)	既に納入禁止
				A	RoHS	21	ホウケイ酸ガラスやソーダライムガラス等へのエナメル用途のための印刷用インクに含まれる鉛およびカドミウム	既に納入禁止
				A	RoHS	21(c)	ホウケイ酸ガラス以外のエナメル用途のための印刷用インク中の鉛	既に納入禁止
				A	RoHS	24	機械加工通し穴付き円盤状および平面アレーセラミック多層コンデンサへのはんだ付け用はんだに含まれる鉛	既に納入禁止
				A	RoHS	25	構造要素に用いられる表面伝導電子エミッタ表示盤(SED)に含まれる酸化鉛。特に、シールフリット、フリットリングに含まれる酸化鉛	既に納入禁止
				A	RoHS	29	理事会指令69/493/EECの付属書I(カテゴリ1、2、3および4)で定義されているクリスタルガラスに含まれる鉛	既に納入禁止
				A	RoHS	31	水銀を含有しない薄型蛍光ランプ(たとえば、液晶ディスプレイや、デザイン用または工業用照明に用いられるもの)に使用されるはんだ材の中の鉛	既に納入禁止
				B	RoHS	32	アルゴン・クリプトンレーザ管のウインドウ組立部品を形成するために用いられるシールフリット中の酸化鉛	期限未定
				A	RoHS	33	電力変圧器用の直径100ミクロン以下の細径銅線のはんだ付け用のはんだ中の鉛	既に納入禁止
				B	RoHS	34	サーメット(陶性合金)を主構成要素とするトリマー電位差計構成部品中の鉛	期限未定

別紙2. 適用除外用途リスト

CAS番号	物質/物質群	ID	用途(報告用途)	管理区分	用途コード		適用除外用途の説明	含有禁止日
					法規制	表示記号		
-	鉛/鉛化合物	00021	電池を除く全製品	A	RoHS	37	ホウ酸亜鉛ガラス基板上に形成する高電圧ダイオードのメッキ層中の鉛	既に納入禁止
				A	RoHS	41	電気電子構成部品のはんだおよび端子処理部分、並びに点火用モジュールおよびその他の電気電子的エンジン制御システムに用いるプリント配線基板の仕上げ処理部分中において、技術的理由から携帯式の燃焼機関(欧州議会および理事会指令97/68/ECのクラスSH:1, SH:2, SH:3)のクランクケースまたはシリンダー上に直接、またはそれらの内部に取り付けられねばならないものに含まれる鉛	既に納入禁止
				A	RoHS	42	カテゴリ11の公道向けプロフェッショナル用機器に適用される、ディーゼルまたは気体燃料駆動内燃エンジンのベアリングおよびブッシュ(内筒)中の鉛- エンジン総排気量が15リッター以上のもの;または- エンジン総排気量が15リッター未満であって、かつそのエンジンが、スタート信号が出てから全負荷状態まで10秒未満であることが要求される用途に合わせて設計されている;または、定期メンテナンスが、典型的には、例えば鉱山、建設現場及び農業用途のような、過酷で汚い野外環境下で行われるもの。本付属書III除外6(c)にカバーされる用途を除き、カテゴリ11に対して2024/7/21まで(5年間)	既に納入禁止
-	水銀/水銀化合物	00029	電池を除く全製品	A	RoHS	1(a)	一般照明用途 30W未満/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり2.5mgを超えない	既に納入禁止
				A	RoHS	1(b)	一般照明用途 30W以上50W未満/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり3.5mgを超えない	既に納入禁止
				A	RoHS	1(c)	一般照明用途 50W以上150W未満/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり5mgを超えない	既に納入禁止
				A	RoHS	1(d)	一般照明用途 150W以上/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり15mgを超えない	既に納入禁止
				A	RoHS	1(e)	一般照明用途で環形または角型かつチューブの直径17mm以下/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり7mg5mgを超えない	既に納入禁止
				B	RoHS	1(f)-I	主に紫外線スペクトルの光を放射するように設計された電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり5mgを超えない	2026-08-24
				A	RoHS	1(f)-II	特殊用途用/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり5mgを超えない	2024-08-24 既に納入禁止
				A	RoHS	1(g)	20000時間以上の寿命を有する一般照明用途 30W未満/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり3.5mgを超えない	既に納入禁止

別紙2. 適用除外用途リスト

CAS番号	物質/物質群	ID	用途(報告用途)	管理区分	用途コード		適用除外用途の説明	含有禁止日
					法規制	表示記号		
-	水銀/水銀化合物	00029	電池を除く全製品	A	RoHS	2(a)(1)	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径9mm未満(例 T2)/一般照明用途の直管蛍光ランプであってランプ当たりの水銀含有量が4mgを超えない	既に納入禁止
				A	RoHS	2(a)(2)	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径9mm以上17mm以下(例 T5)/一般照明用途の直管蛍光ランプであってランプ当たりの水銀含有量が3mgを超えない	既に納入禁止
				A	RoHS	2(a)(3)	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径17mm超28mm以下(例 T8)/一般照明用途の直管蛍光ランプであってランプ当たりの水銀含有量が3.5mgを超えない	既に納入禁止
				A	RoHS	2(a)(4)	3波長形蛍光体を使用した標準寿命のランプ径28mm超(例 T12)/一般照明用途の直管蛍光ランプであってランプ当たりの水銀含有量が3.5mgを超えない	既に納入禁止
				A	RoHS	2(a)(5)	3波長形蛍光体を使用した長寿命(25000時間以上)のランプ/一般照明用途の直管蛍光ランプであってランプ当たりの水銀含有量が5mgを超えない	既に納入禁止
				A	RoHS	2(b)(3)	直管蛍光ランプ以外の3波長形蛍光体を使用したランプ径17mm超(例 T9)/その他の蛍光灯ランプであってランプ当たりの水銀含有量が10mgを超えない	2024-08-24 既に納入禁止
				A	RoHS	2(b)(4)-I	その他の一般照明用途及び特殊用途(例 電磁誘導灯)/その他の蛍光灯ランプであってランプ当たりの水銀含有量が15mgを超えない	既に納入禁止
				A	RoHS	2(b)(4)-II	その他の蛍光灯(主に紫外スペクトル光を放射するランプ)であってランプ当たりの水銀含有量が15mgを超えない	既に納入禁止
				A	RoHS	2(b)(4)-III	その他の蛍光灯(非常用ランプ)であってランプ当たりの水銀含有量が15mgを超えない	既に納入禁止
				A	RoHS	3(a)	短尺ランプ(500mm以下)/特殊用途の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ(CCFL及びEEFL)の水銀	既に納入禁止
				A	RoHS	3(b)	中尺ランプ(500mm超1500mm以下)/特殊用途の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ(CCFL及びEEFL)の水銀	既に納入禁止
				A	RoHS	3(c)	長尺ランプ(1500mm超)/特殊用途の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ(CCFL及びEEFL)の水銀	既に納入禁止
				A	RoHS	4(a)	その他の低圧放電管ランプの水銀	既に納入禁止
				B	RoHS	4(a)-I	ランプの分光出力の主要範囲が紫外線であることが要求される用途のための低圧非蛍光体コーティング放電ランプであってランプ当たりの水銀含有量が15mgを超えない	2026-08-24
				B	RoHS	4(b)	P(ランプ電力) ≤ 105W/平均演色評価数が80を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであってランプ当たりの水銀含有量が16mgを超えない	2026-08-24
				A	RoHS	4(b)-I	P(ランプ電力) ≤ 155W/平均演色評価数が60を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであってランプ当たりの水銀含有量が30mgを超えない	既に納入禁止

別紙2. 適用除外用途リスト

CAS番号	物質/物質群	ID	用途(報告用途)	管理区分	用途コード		適用除外用途の説明	含有禁止日
					法規制	表示記号		
-	水銀/水銀化合物	00029	電池を除く全製品	A	RoHS	4(b)-II	155W < P(ランプ電力) ≤ 405W/平均演色評価数が60を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであってランプ当たりの水銀含有量が40mgを超えない	既に納入禁止
				A	RoHS	4(b)-III	405W < P(ランプ電力)/平均演色評価数が60を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであってランプ当たりの水銀含有量が40mgを超えない	既に納入禁止
				B	RoHS	4(c)-I	P(ランプ電力) ≤ 155W /その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が20mgを超えない	2026-08-24
				B	RoHS	4(c)-II	155W < P(ランプ電力) ≤ 405W/その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が25mgを超えない	2026-08-24
				B	RoHS	4(c)-III	P(ランプ電力) > 405W /その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が25mgを超えない	2026-08-24
				A	RoHS	4(e)	金属ハロゲン化物ランプ(MH)に含まれる水銀	既に納入禁止
				B	RoHS	4(f)-I	本付属書に特に定められていないその他の放電ランプに含まれる水銀	期限未定
				B	RoHS	4(f)-II	2000ルーメン ANSI 以上の出力が必要な プロジェクタに使用される高圧水銀蒸気ランプ中の水銀	2026-08-24
				B	RoHS	4(f)-III	園芸照明のために使われる高圧ナトリウム蒸気ランプ中水銀	2026-08-24
				B	RoHS	4(f)-IV	UV スペクトラム で発光するランプ中の水銀	2026-08-24
-	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	00124	織物またはその他のコートされた材料	B	POPs	PFOS-3	非装飾的硬質クロム(VI)用ミスト防止剤	期限なし
				B	POPs	PFOS-98	10mg/kg (0.001重量%)未満で含有する調剤、またはPFOS濃度が0.1重量%未満である半加工品や成形品、または被覆物中に1 μg/m2未満含有する繊維製品やその他の被覆物	期限なし
		00125	織物とその他のコートされた材料を除く全製品	B	POPs	PFOS-3	非装飾的硬質クロム(VI)用ミスト防止剤	期限なし
				B	POPs	PFOS-98	10mg/kg (0.001重量%)未満で含有する調剤、またはPFOS濃度が0.1重量%未満である半加工品や成形品、または被覆物中に1 μg/m2未満含有する繊維製品やその他の被覆物	期限なし
-	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩	00160	全製品	A	POPs	PFOA-1	PFOA関連化合物の濃度が20 mg /kg (0.002wt%) 以下であり、規制(EC)No 1907/2006の第3条15(c)の意図する範囲内で輸送される分離中間体として使用され、その第18条(4)(a)から(f)に定められた厳格に管理された条件を満たすペルフルオロ炭素鎖が6原子以下のフルオロケミカルの製造に関するもの	既に納入禁止
				A	POPs	PFOA-3	半導体製造におけるフォトリソグラフィーまたはエッチングプロセス	2025-01-04 既に納入禁止
				A	POPs	PFOA-4	フィルムに適用された写真コーティング	2025-01-04 既に納入禁止
				A	POPs	PFOA-6	侵襲性および埋め込み型医療機器	2025-01-04 既に納入禁止

別紙2. 適用除外用途リスト

CAS番号	物質/物質群	ID	用途(報告用途)	管理区分	用途コード		適用除外用途の説明	含有禁止日
					法規制	表示記号		
-	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩	00160	全製品	B	POP _s	PFOA-8	医薬品の製造のためのヨウ化ペルフルオロオクチルを含む臭化ペルフルオロオクチル	期限未定
				B	POP _s	PFOA-12	PFOAおよびその塩および／またはPFOA関連化合物の濃度が2 mg/kg(0.0002重量%)以下の埋め込み型機器および侵襲性機器以外の医療機器	期限未定
				B	POP _s	PFOA-13	PFOA およびその塩の濃度を制限値0.025mg/kg (0.0000025 wt%)以下に減らすことを目的として輸送または処理されるPTFEマイクロパウダーに含まれる、制限値1 mg/kg(0.0001 wt%)以下の濃度のPFOAおよびその塩	期限なし
				B	POP _s	PFOA-98	PFOAまたはその塩の濃度が0.025 mg/kg (0.0000025 wt%)以下の化学物質、混合物または成形品。 または、各々のPFOA関連物質またはPFOA関連物質の組み合わせ濃度が1 mg/kg (0.0001 wt%)以下の化学物質、混合物または成形品	期限なし
-	PFOA関連化合物	00161	全製品	A	POP _s	PFOA-1	PFOA関連化合物の濃度が20 mg /kg(0.002wt%)以下であり、規制(EC)No 1907/2006の第3条15(c)の意図する範囲内で輸送される分離中間体として使用され、その第18条(4)(a)から(f)に定められた厳格に管理された条件を満たすペルフルオロ炭素鎖が6原子以下のフルオロケミカル製造に関するもの	既に納入禁止
				A	POP _s	PFOA-3	半導体製造におけるフォトリソグラフィまたはエッチングプロセス	2025-01-04 既に納入禁止
				A	POP _s	PFOA-4	フィルムに適用された写真コーティング	2025-01-04 既に納入禁止
				A	POP _s	PFOA-6	侵襲性および埋め込み型医療機器	2025-01-04 既に納入禁止
				B	POP _s	PFOA-8	医薬品の製造のためのヨウ化ペルフルオロオクチルを含む臭化ペルフルオロオクチル	期限未定
				B	POP _s	PFOA-12	PFOAおよびその塩および／またはPFOA関連化合物の濃度が2 mg/kg(0.0002重量%)以下の埋め込み型機器および侵襲性機器以外の医療機器	期限未定
				B	POP _s	PFOA-13	PFOA およびその塩の濃度を制限値0.025mg/kg (0.0000025 wt%)以下に減らすことを目的として輸送または処理されるPTFEマイクロパウダーに含まれる、制限値1 mg/kg(0.0001 wt%)以下の濃度のPFOAおよびその塩	期限なし
				B	POP _s	PFOA-98	PFOAまたはその塩の濃度が0.025 mg/kg (0.0000025 wt%)以下の化学物質、混合物または成形品 または、各々のPFOA関連物質またはPFOA関連物質の組み合わせ濃度が1 mg/kg (0.0001 wt%)以下の化学物質、混合物または成形品	期限なし

別紙2. 適用除外用途リスト

CAS番号	物質/物質群	ID	用途(報告用途)	管理区分	用途コード		適用除外用途の説明	含有禁止日
					法規制	表示記号		
-	ハロゲン系難燃剤	00171	100cm ² 超のスクリーンを有するテレビ、モニター及びデジタルサイネージディスプレイを含む電子ディスプレイの筐体及びスタンド	B	ErP	HFR-2	プロジェクター	期限なし
				B	ErP	HFR-3	オールインワンビデオ会議システム	期限なし
				B	ErP	HFR-4	医療用ディスプレイ	期限なし
				B	ErP	HFR-5	バーチャルリアリティヘッドセット	期限なし
				B	ErP	HFR-6	指令2012/19/EUの第2条第3項(a)および第4項に記載されている製品に組み込まれている、または組み込まれるためのディスプレイ	期限なし
				B	ErP	HFR-7	指令2009/125/ECの下で採用された措置の実施の対象となる製品の構成要素または組立部品である電子ディスプレイ	期限なし
				B	ErP	HFR-8	産業用ディスプレイ 注1	期限なし
-	C9-C14 PFCAsとその塩	00182	全製品	B	REACH Annex XVII	PFCA-1	6原子以下のペルフルオロ炭素鎖を持つフルオロケミカルの製造に対して、輸送される単離中間体として使用される予定の物質中に存在する場合でのC9-C14 PFCAs、それらの塩及びC9-C14 PFCA関連物質	期限未定
				A	REACH Annex XVII	PFCA-2	(i) 健康と安全へのリスクがある危険性液体から作業者を保護するための撥油性および撥水性の織物。 (ii) 以下の生産のためのポリテトラフルオロエチレン(PTFE)及びポリビニリデンフルオライド(PVDF)の製造: - 高性能、耐食性ガスフィルター膜、浄水フィルター膜及び医療用繊維用の膜; - 産業用廃熱交換機器 - 揮発性有機化合物及びPM 2.5微粒子の漏れ防止が可能な産業用封止剤	既に納入禁止
				A	REACH Annex XVII	PFCA-3	(i)半導体製造におけるフォトリソグラフィーまたはエッチングプロセス (ii)フィルムに適用された写真コーティング (iii)侵襲性および埋め込み型医療機器	2025-01-05 既に納入禁止
				A1	REACH Annex XVII	PFCA-4	加圧された定量吸入器(pressurised metered-dose inhalers)のための缶用塗装	2028-02-26
				A	REACH Annex XVII	PFCA-5	(a)半導体自体; (b)電子機器の半製品や完成品に組み込まれた半導体	既に納入禁止
				A1	REACH Annex XVII	PFCA-6	2023年12月31日より前に上市された完成した電子機器 (finished electronic equipment)のスペアパーツまたは交換部品用の半導体。	2030-06-30
				B	REACH Annex XVII	PFCA-7	ペルフルオロアルコキシル基を含有するフルオロプラスチック及びフルオロエラストマー中におけるC9-C14 PFCAs	期限未定

別紙2. 適用除外用途リスト

CAS番号	物質/物質群	ID	用途(報告用途)	管理区分	用途コード		適用除外用途の説明	含有禁止日
					法規制	表示記号		
-	C9-C14 PFCAとその塩	00182	全製品	B	REACH Annex XVII	PFCA-8	C9-C14 PFCAの合計が1000ppb以下の濃度で、電離放射線によって、または熱分解によって生成されたポリテトラフルオロエチレン (PTFE) マイクロパウダー、およびPTFEマイクロパウダーを含む業務用の混合物および成形品	期限未定
				B	REACH Annex XVII	PFCA-98	C9-C14 PFCAまたはその塩の合計の濃度が25ppb未満の化学物質、混合物または成形品。またはPFCA関連物質の合計の濃度が260ppb未満の化学物質、混合物または成形品。	期限なし
-	C9-C14 PFCA関連物質	00183	全製品	B	REACH Annex XVII	PFCA-1	6原子以下のペルフルオロ炭素鎖を持つフルオロケミカルの製造に対して、輸送される単離中間体として使用される予定の物質中に存在する場合でのC9-C14 PFCA、それらの塩及びC9-C14 PFCA関連物質	期限未定
				A	REACH Annex XVII	PFCA-2	(i) 健康と安全へのリスクがある危険性液体から作業者を保護するための撥油性および撥水性の織物。 (ii) 以下の生産のためのポリテトラフルオロエチレン(PTFE)及びポリビニリデンフルオライド(PVDF)の製造： － 高性能、耐食性ガスフィルター膜、浄水フィルター膜及び医療用繊維用の膜；－ 産業用廃熱交換機器 － 揮発性有機化合物及びPM 2.5微粒子の漏れ防止が可能な産業用封止剤	既に納入禁止
				A	REACH Annex XVII	PFCA-3	(i)半導体製造におけるフォトリソグラフィーまたはエッチングプロセス (ii)フィルムに適用された写真コーティング (iii)侵襲性および埋め込み型医療機器	2025-01-05 既に納入禁止
				A1	REACH Annex XVII	PFCA-4	加圧された定量吸入器(pressurised metered-dose inhalers)のための缶用塗装	2028-02-26
				A	REACH Annex XVII	PFCA-5	(a)半導体自体； (b)電子機器の半製品や完成品に組み込まれた半導体	既に納入禁止
				A1	REACH Annex XVII	PFCA-6	2023年12月31日より前に上市された完成した電子機器 (finished electronic equipment)のスペアパーツまたは交換部品用の半導体。	2030-06-30
				B	REACH Annex XVII	PFCA-98	C9-C14 PFCAまたはその塩の合計の濃度が25ppb未満の化学物質、混合物または成形品。またはPFCA関連物質の合計の濃度が260ppb未満の化学物質、混合物または成形品。	期限なし

別紙2. 適用除外用途リスト

CAS番号	物質/物質群	ID	用途(報告用途)	管理 区分	用途コード		適用除外用途の説明	含有禁止日
					法規制	表示記号		
1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)	00064	全製品	A	TSCA	DecaBDE-2	原子力発電施設の電線およびケーブル絶縁	既に納入禁止
				A	TSCA	DecaBDE-3	新しい航空宇宙機の一部として搭載および分配される部品	既に納入禁止
				A	TSCA	DecaBDE-4	自動車の交換部品	既に納入禁止
				A	TSCA	DecaBDE-5	2021年3月8日以前に製造されたプラスチック製の出荷用パレット	既に納入禁止
				A	TSCA	DecaBDE-6	リサイクル由来のdecaBDEを含むプラスチックまたはそれを使用した製品・成形品	既に納入禁止
68937-41-7	イソプロピル化フェノール=ホスファート(3:1) (PIP (3:1))	00174	全製品	A	TSCA	PIP-2	接着剤及び封止剤	2024-07-07 既に納入禁止
				B	TSCA	PIP-3	安全基準を満たす代替がない航空業界向け、または米国国防総省の仕様要件を満たす油圧作動油	期限なし
				B	TSCA	PIP-4	潤滑油及びグリース	期限なし
				B	TSCA	PIP-5	自動車及び航空宇宙業界の新規部品及び交換部品	期限なし
				B	TSCA	PIP-6	シアノアクリレート接着剤製造のための閉鎖システム内での中間	期限なし
				B	TSCA	PIP-7	列車及び海洋特殊エンジンのエアフィルタ	期限なし
				B	TSCA	PIP-8	PIP(3:1)を含むプラスチックからリサイクルされたプラスチック。ただしリサイクル工程中に新しいPIP(3:1)を添加していないこと。	期限なし
				B	TSCA	PIP-9	PIP(3:1)を含むリサイクルプラスチックから作られた製品または成形品。ただし製品または成形品の製造中に新しいPIP(3:1)を添加していないこと。	期限なし